

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律案（第8次地方分権一括法案）について 〈障害保健福祉部関係部分〉

社会保障審議会障害者部会

第89回(H30.3.2)

参考資料1

改正の概要

- 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法**
マイナンバーを利用した地方税関係情報の情報連携を可能とするため、入所措置等の費用徴収に関する事務処理において、行政機関が本人等の収入状況に関する報告を求めることを可能とする等の規定を整備

改正の内容

入所措置等の費用徴収に関する事務処理において、本人又はその扶養義務者の収入状況に関する報告要求等の規定を整備することにより、マイナンバーを利用した地方税関係情報の情報連携が可能となる(※)。この連携により、添付書類を省略でき、住民の利便性向上や地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

※地方税法上、職員に守秘義務が規定されているため、情報連携を可能とするには、行政機関が本人に対して収入の状況に関する報告を求める権限(報告要求)等を個別法に規定する必要がある。

報告要求等の規定がないため、
地方税法上の守秘義務があり、情報連携不可



マイナンバーを利用した地方税関係情報の
情報連携が可能に

施行期日

4: 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

マイナンバーを利用した地方税関係情報の情報連携を可能とするため、入所措置等の費用徴収に関する事務処理において、行政機関が本人等の収入状況に関する報告を求めることを可能とする等の規定を整備

提案主体：九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村

現在

○本人又はその扶養義務者は、児童福祉法等に基づく入所等の措置等を受けた場合において、費用負担額の決定のため、現在、収入状況を確認できる書類(納税証明書等)を提出している。

根拠法	入所の措置等
児童福祉法	障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置等
身体障害者福祉法	障害福祉サービスの提供等及び障害者支援施設等への入所等の措置
精神保健福祉法	入院措置
知的障害者福祉法	障害福祉サービスの提供等及び障害者支援施設等への入所等の措置
老人福祉法	老人ホームへの入所等の措置

支障

○被措置者又はその扶養義務者にとっては、納税証明書等を取得・提出するための手間とコストがかかる。



※地方公共団体にとっては、被措置者又はその扶養義務者に対して納税証明書等の提出を依頼する手間や、提出された書類を確認する手間がかかる。

見直し

提案実現後

○児童福祉法等に本人又はその扶養義務者の収入の状況に関する報告を求める権限(報告要求)及びそれに応じない場合の当該報告要求への対応を担保するための措置(担保措置)を整備することで、マイナンバーを利用した情報連携により地方公共団体が地方税関係情報を確認することが可能に



※身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法については、マイナンバー法別表第二に地方税関係情報を別途追加。

効果

納税証明書等の取得・提出が不要に

住民の利便性の向上



※地方公共団体の事務処理についても効率化